

令和 7 年度鉱山保安監督指導方針（案）

令和 年 月 日
中部近畿産業保安監督部近畿支部

鉱山保安は人命尊重を基本理念とし、鉱山災害の根絶を図ることを最終目標としており、「第 1 4 次鉱業労働災害防止計画（令和 5 ～ 9 年度）」（以下「第 1 4 次計画」という。）では、各鉱山における目標（鉱山災害の撲滅）、全鉱山における目標（5 年間平均の災害度数率 0. 7 0 以下、等）をそれぞれ設定している。

全国の鉱山災害発生状況について、令和 6 年 1 ～ 1 2 月を振り返ると、危害関係では罹災者数の合計が 1 4 名（前年から 1 1 名減少）であり、このうち、死亡者が 0 名、重傷者（休業日数が 2 週間以上）が 1 0 名であった。

また、鉱害関係は、2 件（前年から 1 件増加）であった。

一方、中部近畿産業保安監督部近畿支部（以下「当支部」という。）管内は令和 6 年において、危害については 2 件発生した。1 件は火災による熱傷（重傷 1 名）、もう 1 件は運搬装置への巻き込まれ災害（軽傷 1 名）であった。また、鉱害については発生していない。

全国では、罹災者数に増減はあるものの、鉱山災害が依然として発生し続けており、国としては、第 1 4 次計画において鉱山保安マネジメントシステム（以下「鉱山保安MS」という。）の導入及び運用の深化をはじめとした対策に取り組んでいるところである。また、当支部管内においても、鉱山災害を減少させるには、鉱山保安MSにおけるリスクアセスメントの確実な実施と充実等が重要である。

以上を踏まえ、当支部は、第 1 4 次計画の 3 年度目として同計画の目標達成に資するため、「令和 7 年度鉱山保安監督指導方針」を下記のとおり定める。

記

I 目標

当支部管内の全鉱山において無災害となること。

II 令和 7 年度における重点事項

1. 危害の防止

(1) 危害関係の鉱山災害において発生頻度が高い事由として、「運搬装置のため

（コンベアのため）」、「墜落」、「転倒」及び「取扱中の器材鉱物等」が挙げられる。鉱山労働者に対するこれらの危害リスクを低減するためには、個々の現場においてリスクアセスメントの継続的な実施による対策・改善が重要である。このため、昨年度に引き続き、リスクアセスメントの実施状況においては、リスク評価の結果に基づき、リスクを低減させるために講じた具体的な措置、実施日、再評価の結果等について、重点を置いて記録を確認する。

(2) 電気工作物の起因する危害（停電、感電等）を低減するため、保安規程、電気設備に関する技術基準等に基づき、電気工作物が適切に維持・管理されているかを記録で確認する。

(3) リスクアセスメント又は現況調査に基づく、保安規程の見直し・改正、個別の作業における作業手順（作業マニュアル）の作成・改正等、社内ルール of 管理・運用状況を確認する。

(4) ヒューマンエラーによる危害リスクを低減するため、リスクアセスメントにより危険因子を抽出及び評価し、本質安全を考慮した措置やフェールセーフ又はフールプルーフに基づく機械設備の工学的対策（新技術の導入を含む。）等の適用状況を確認する。

(5) 粉じんによる鉱山労働者等に対する健康被害を防止するため、適切な防じんマスクの使用・管理、作業環境粉じん濃度の測定結果等の周知、粉じん作業場に関する掲示等の状況について確認する。また、作業環境粉じん濃度の測定結果について、鉱山保安法に基づく鉱山からの報告を精査するほか、当支部職員による現場測定（外注分析・測定を含む。）により規制基準への適合状況を確認する。

2. 鉱害の防止

(1) 坑廃水の排出、鉱煙の排出、騒音、振動等に規制基準が適用されている鉱山（附属施設を含む。）について、鉱山の記録確認又は当支部職員による現場測定（外注分析・測定を含む。）により、規制基準への適合状況を確認する。

(2) 坑廃水処理施設、鉱煙発生施設、原動機を使用する選鉱場、集積場等の特定施設について、巡視・点検記録の確認のほか、技術基準への適合状況等について、維持管理（レジリエンスの強化に対する取組を含む。）が適切であることを確認す

る。

3. 鉱山保安MSによる自主保安体制の確立

- (1) 当支部管内の鉱山に対し、鉱山保安MSチェックリストによる調査を行い、鉱山保安MSの導入及び運用状況を確認するとともに鉱山毎の課題等を把握する。

特に、鉱山MSの導入が進んでいない鉱山については、その課題等を把握した上で、リスク低減措置まで含むリスクアセスメントの充実化を中心に指導し、「鉱山保安マネジメントシステムの構築と有効化のためのガイドブック」等を活用して一層きめ細かく助言する。

- (2) 立入検査等の機会に保安計画の策定状況を確認し、この中で保安教育の計画的実施、設備改善・補修・更新等の計画や予算確保等の実施状況を記録で確認する。

- (3) 鉱山保安表彰制度により、保安に対する取組が優良と認められる鉱山及び個人、鉱山保安MSの構築と有効化を推進している鉱山を表彰することで、当支部管内の鉱山全体の保安意識の高揚を図る。

4. 鉱山災害及び大規模自然災害に対する防災体制

鉱山災害の発生時又は地震・台風・豪雨等の大規模自然災害に対応するため、保安規程等に基づき実施される退避、救護等の防災訓練の実施状況、非常用資材の配備等の防災体制の整備状況を確認する。

5. 施策の普及、研修、保安指導等の活動

近畿鉱業会及び地区鉱山保安部会等が主催する講習会や研修会において、施策に関する情報、法令改正、災害事例紹介等、普及啓蒙活動に取り組む。

また、作業監督者等研修及び保安指導の制度を活用し、当支部管内鉱山の要望を勘案しつつ企画する。

6. 当支部ウェブサイト及びメールマガジンの活用

当支部ウェブサイト及びメールマガジンを活用し、施策に関する情報、法令改正内容、立入検査結果、鉱山災害情報の水平展開等の情報を積極的に発信し、当支部管内鉱山にこれらの情報の活用、特に鉱山災害情報の水平展開情報の活用を促す。